

## 審議会等の会議結果報告

|            |                                                                                                                                                                                                                 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 会 議 名   | 第1回 松阪市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会                                                                                                                                                                                     |
| 2. 開 催 日 時 | 令和8年7月31日（金） 午後2時00分～                                                                                                                                                                                           |
| 3. 開 催 場 所 | 松阪市役所 5階 正庁                                                                                                                                                                                                     |
| 4. 出席者氏名   | <p>（委 員）◎ 深井英喜、○水谷勝美、角谷忠夫、平岡直人、廣本知律、飯田陽子、花井忠和、竹岡由美子、三浦洋子、中西和久、南野忠夫、岡田晴夫、（◎ 会長 ○副会長）</p> <p>（事務局）松阪市：大西学、久世哲也、青木覚司、原田純弥、田島栄子、鈴木智美、世古 章子、徳田剛士、山本賢治、三田沙弥香、佐藤孝紀</p> <p>松阪市社協：岩下元紀、福本詩子、樋上和志、染谷香奈子</p> <p>委託業者1名</p> |
| 5. 公開及び非公開 | 公 開                                                                                                                                                                                                             |
| 6. 傍 聴 者 数 | なし                                                                                                                                                                                                              |
| 7. 担 当     | <p>松阪市健康福祉部健康福祉総務課</p> <p>TEL 0598-53-4086 FAX 0598-26-4035</p> <p>e-mail kenfuksou.div@city.matsusaka.mie.jp</p>                                                                                               |

### 協議事項

- 1、委嘱状の交付
- 2、市長・社協会長あいさつ
- 3、役員選出
  - ① 委員長 ②副委員長
- 4、議題
  - (1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に向けて
  - (2) 第4期松阪市地域福祉計画・地域福祉活動計画の実施状況について
  - (3) 第5期松阪市地域福祉・地域福祉活動計画策定委員会スケジュールについて
  - (4) 計画策定にかかる各種アンケート・ヒアリング調査の実施について

議事録

別紙

## 別紙

### 第1回松阪市地域福祉・地域福祉活動計画策定委員会

令和8年7月31日(金)

14時00分から

場所：松阪市役所 5階 正庁

#### 【開会】

事務局：定刻となりましたので、ただいまから第1回松阪市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、健康福祉総務課長の久世と申します。よろしくお願いいたします。本委員会は松阪市及び松阪市社会福祉協議会が策定する、地域福祉計画・地域福祉活動計画への関係団体等の意見を反映させるために開催するものです。

#### 【配布資料の確認】

事務局：資料については、先日郵送をさせていただきましたが、本日お持ちでない方はみえますでしょうか。では、本日の資料の確認をさせていただきます。また、事前に送付いたしました資料につきまして、表記に誤りがございましたので机上に差し替えしたものをお配りしております。資料として、事項書、委員名簿、資料1、資料2、資料3、資料4はアンケート5種類です。資料の不足はありませんでしょうか。

#### 【会議成立の報告】

事務局：次にこの委員会を開催するにあたり、松阪市地域福祉計画策定委員会規則第5条第2項に基づき、全委員の13人の2分の1以上である12人の出席であるため、成立していることを報告します。

#### 【会議の公開の報告】

事務局：また、本会議については松阪市情報公開条例第8条により公開審議で行うことを申し添えます。

#### 【委嘱状の交付】

事務局：それでは、はじめに、委員の皆様への委嘱状の交付を行います。本来であればお1人ずつお渡しすべきところではございますが、時間の都合上、代表して深井英喜様、水谷勝美様にお渡しさせていただきます。

深井様、ご起立ください。(竹上市長から深井様へ委嘱状交付)

水谷様、ご起立ください。(中森会長から水谷様へ委嘱所交付)

その他の委員の皆様につきましては、机の上に委嘱状を置かせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【委員長挨拶】

事務局：続きまして、開会にあたりまして、竹上市長よりご挨拶を申し上げます。

竹上市長：【挨拶】

事務局：ありがとうございました。続きまして、松阪市社会福祉協議会中森会長よりご挨拶を申し上げます。

中森会長：【挨拶】

事務局：ここで、竹上市長、並びに中森会長は次のご予定がありますので、ご退席とさせていただきます。竹上市長、中森会長どうもありがとうございました。

【役員選出】

事務局：それでは、事項書の3番、役員選出に移ります。本委員会の委員長及び副委員長の選出につきましては、松阪市地域福祉計画策定委員会規則第4条の規定により、委員の皆様の互選により定めることとなっております。どなかたご推薦等はございませんでしょうか。

委員：事務局一任で。

事務局：「事務局一任」のお声をいただきました。ありがとうございます。それでは事務局案といたしまして、学識経験者の深井委員に委員長を、住民自治協議会連合会会長の水谷委員に副委員長を、お願いしたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。

委員：異議なし

事務局：ありがとうございます。ご賛同の声をいただきましたので、委員長に深井委員、副委員長に水谷委員にご就任いただきます。  
ここからの進行につきましては、深井委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

委員長：改めまして、皆さんどうぞよろしくお願いいたします。今年度から松阪市の地域福祉計画のまとめ役として委員長を務めさせていただくことになりました。実は私は出身は大阪ですが、家は松阪でして、うちもだいぶ親が弱ってきまして、その関係で10年ぐらいいました。そういう意味では松阪市と全く縁がないわけではないのですが、やはり色々竹上市長が仰ってましたように、地域の活動が停滞しているような、そのような現象を目にしました。これからますます人口減少が進んでいきますし、これからどのように地域福祉を支えるかが問題になってくると思います。ぜひ活発にご議論いただきまして、より良い計画になるようにしていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【議題 (1)松阪市の地域福祉計画・地域福祉活動計画について、(2)第4期松阪市地域福祉計画・地域福祉活動計画の実施状況について】

委員長：それでは、事項書の4番、議題に入ります。本日は4つの議題が用意されております。まずは(1)と(2)について、事務局から続けて説明をお願いします。

事務局：資料1「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に向けて」に基づき、説明させていただきます。

まず、資料の1ページ「1 地域福祉とは」をご覧ください。地域福祉とは、皆様が安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者が協力して福祉課題の解決に取り組む考え方です。行政によるサービス提供だけではなく、地域での助け合いが不可欠になります。具体的には、図にもありますように、ご自身の努力や健康づくりなどの「自助」、近隣での見守りやボランティア活動といった「互助」、介護保険などの制度による「共助」、そして生活保護や公的サービスなどの「公助」、これら4つの適切な役割分担と連携によって、一体的に取り組みを進めていくものです。

次に次のページになります。「2 計画策定の趣旨」についてです。近年、少子高齢化や核家族化により、地域のつながりが希薄化し、社会的孤立を招いています。ひきこもり、8050問題、ヤングケアラーといった福祉課題が複雑化・多様化しており、従来の縦割りの公的支援では十分な支援が受けられない「制度の狭間」の問題が生じています。国においても、これらの課題に対応するため「重層的支援体制整備事業」が創設されました。本市においても、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、地域共生社会を実現するために、本計画を策定するものです。

続いて「3 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係」についてです。地域福祉を進める計画には、市が策定する「地域福祉計画」と、市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」があります。市の「地域福祉計画」は、地域福祉を進めるための市の理念やしきみをつくる計画です。一方、社協の「地域福祉活動計画」は、それを実現するための中核となる実践的な行動計画です。本市・社協では、双方の計画が補強・連携して事業を展開できるよう、一体的な計画として策定しています。

次に、資料の「4 これまでの松阪市地域福祉計画・地域福祉活動計画」からの変遷を踏まえ、「5 現在の計画 第4期計画について」説明いたします。現在の第4期計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間としています。基本理念に「地域の絆と支援の輪でいきいきと自分らしく暮らせるまち松阪」を掲げ、「暮らしを支える体制づくり」「つながりと支え合いの地域づくり」「誰もが大切にされる環境づくり」の3つの基本目標を設定しています。

本計画の主な特徴は、大きく5点あります。

1点目は、計画の基盤に「重層的支援体制整備事業」を位置づけたことです。分野別の縦割りを超え、断らない包括的な支援体制の構築を進めています。2点目は、「SDGsを踏まえた取り組み」です。「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合う地域共生社会の実現を目指しています。3点目は、「自助・互助・共助・公助」の考え方を取り入れたことです。これらが連動することで、誰もが安心して暮らせる地域を目指します。4点目は、第3期に引き続き、市と社協による一体的な計画として策定している点です。5点目は、新たに「地方再犯防止推進計画」を兼ねる計画として、個別法に基づく各論を含めた点です。

続いて「6 関連諸計画との関係」についてです。本計画は、保健福祉分野の最上位計画として、「松阪市総合計画」をはじめ、「高齢者保健福祉計画」「障がい者計画」「子ども・子育て支援事業計画、現在の「こども計画」」など、各分野の計画としっかりと整合性を図りながら施策を展開しています。

次に、資料の「7 松阪市における重層的支援体制整備事業の実施体制」についてです。社会福祉法に定められた「包括的支援体制」を推進するための事業として「重層的支援体制整備事業」が法制化されました。地域住民が地域の課題を共有し、解決に向けて協働できる地域づくりの取り組み・さまざまな相談を「丸ごと」受け止める場の整備・相談機関の協働、ネットワーク体制の構築を目指します。具体的には、

重層的支援体制整備事業のもと福祉まると相談室を中心とした「属性を問わない相談支援」その上で社会に出づらい方が社会参加するきっかけとなる「参加支援」「地域づくり」の3つの支援を一体的に実施し、地域共生社会の実現を目指します。最後に、今後の展開として、本資料の結びとなる大変重要な部分「8 第5期地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について」説明いたします。次期計画の策定に向けては、おもに5つの事項を反映していく必要があります。

1点目は、法改正による「地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護増進に関する施策その他関連施策との連携」です。2点目は、こちらも法改正による「身寄りのない高齢者等への支援など、新たな福祉課題への対応」です。

3点目は、「社会福祉法第106条の5に基づく重層的支援体制整備事業実施計画（現在1年ごとに策定）を地域福祉計画へ包含」です。4点目は、「犯罪や非行をした人の社会復帰を支える地域づくり」です。

5点目は、「住民主体の視点を基盤とした計画策定」です。5つの事項をしっかりと反映できるよう、本委員会を通じて皆様と議論を深めてまいりたいと考えております。資料1の説明は以上です。

続きまして、お手元の「資料2」に基づき、第4期松阪市地域福祉計画・地域福祉活動計画の中間評価および実施状況についてご報告いたします。まず、1ページをご覧ください。本計画は令和5年度から令和9年度までの5か年計画であり、中間年にあたる令和7年度に中間評価を実施いたしました。評価にあたっては、計画策定時に設定した「評価指標（数値目標）」に加え、住民自治協議会や民生委員・児童委員の皆様、専門機関などへのヒアリングやアンケート結果を交え、現状とのギャップや課題の洗い出しを行っております。続いて、2ページをご覧ください。計画の進捗状況の総括となります。中間目標に対する実績を、SからEまでの6段階で評価しております。全体を通しまして、本計画の柱となる取り組みは概ね順調に進捗している状況です。特に「基本目標Ⅰ」の包括的な支援体制の構築につきましては、福祉まると相談室の設置拡大や多機関協働事業の対応件数などで「S評価」となっており、また「基本目標Ⅲ」の成年後見センターの利用等においても「S評価」と、着実に実績を伸ばしております。一方で、課題も見えてきております。表の中段、「基本目標Ⅱ」のつながりと支え合いの地域づくりに関しまして、「居場所づくりの充実度」がひきこもりや社会とのつながり支援が必要な方の居場所が十分でないという理由から中間目標40%に対し実績12.5%の「D評価」となっているほか、居場所に通うための移動手段確保や企業や福祉事業所との連携をもっと充実させたいという課題からいくつかBにとどまる項目がございます。地域の担い手不足や、コロナ禍以降の集いの場の再構築といった面で、取り組みとしての成果が数値として表れてくるまでにはもう少し時間を要する状況ではあります。

続いて3ページをご覧ください。3ページ目以降は、基本的な取り組みごとの課題となっています。3ページの基本目標Ⅰ、「暮らしを支える体制づくり」、いわゆる包括的な支援体制の構築に関する取り組みと課題です。市の取り組みとして、身近な相談窓口である『福祉まると相談室』を順次開設し、令和7年度には目標であった市内全域に13か所の設置を完了いたしました。また社会福祉協議会では、コミュニティソーシャルワーカーが地域に出向き、地域の潜在的な課題の発掘や窓口の周知に努めています。多機関協働におきましても、重層的支援ネットワーク会議などを通じ、円滑な連携体制の構築を進めてまいりました。また、支援会議を重ねる中で、各機関がそれぞれの役割の理解をさらに深めることや、支援が一旦終了した後の「進捗管理の手立て」が求められています。専門機関同士のネットワークにとどまらず、地域と共に伴走して支援を行う体制づくりが、今後の重要な課題となります。

基本目標Ⅱでは、「つながりと支え合いの地域づくり」を掲げ「人づくり」「場づくり」「ネットワークづくり」を三本柱として地域づくりを進めています。基本目標Ⅰと同様に市と社会福祉協議会が取り組んできた内容と、地域ヒアリング等で明らかになった課題を報告いたします。1つ目の柱「地域を想い、お互い

さまの心で支え合える人づくり」です。4ページから5ページ中段です。(1)「福祉のこころの醸成」についてです。市では、学校支援課が地域学校協働活動を支援し、子どもたちが地域と関わりながら学べる環境づくりを進めています。社会福祉協議会では、小中学校での地域福祉教育を広げ、防災や体験学習など幅広い学びの機会を提供しています。地域住民の“得意”を活かす事業も展開し、地域の力を子どもたちの学びにつなげています。一方で、学校統廃合後の地域と学校の連携や、子ども会の減少に伴う子どもの居場所づくりが課題となっています。次に、4ページ中段(2)「地域福祉活動の担い手づくりと担い手を支えるしくみづくり」です。市では、民生委員・児童委員の周知啓発や研修の実施、介護予防や認知症に関する講座など、担い手育成に取り組んでいます。社会福祉協議会では、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりや、災害ボランティアセンターサポートスタッフ、よりよいサポーターの養成を進めています。しかし、地域福祉を支える担い手像の整理や、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備など、担い手を支える仕組みの強化が求められています。続いて5ページ(3)「住民ならではの支え合い活動の推進」です。市が避難行動要支援者名簿の作成を進め、平常時からの連携体制を整えています。社会福祉協議会では、地域の助け合い活動の立ち上げ支援や超高齢社会体験ゲーム「コミュニティコーピング」の実施を通じて、住民同士のつながりづくりを進めています。課題として、住民が地域の困りごとを「自分ごと」として捉えられるような意識醸成が必要です。2つ目の柱『『出会い』『つながり』『支え合い』の場づくり』についてです。資料は5ページ中段から6ページ中段までです。(1)「誰でも」「気軽に」世代や属性を超えた交流の促進についてです。市が世代・属性を超えて交流できる体制の整備や「ちゃちゃマップ」による情報発信を進め、社会福祉協議会が多世代交流事業や居場所の企画改善を行っています。移動手段の確保や、場をつくりたい人と地域をつなぐ仕組みづくりが課題です。続いて(2)「孤立を防ぎ、生きがいを育むつながりの創出」です資料は6ページをご覧ください。孤立防止の取り組みでは、市がひきこもり地域支援センター「そ・えーる」を開設。社会福祉協議会では家族のつどいや居場所づくりを進めています。地域の担い手となるリーダー育成や、居場所情報の共有など、関係機関の連携強化が求められています。3つ目の柱「地域を支えるネットワークづくり」についてです。資料は6ページ中段をご覧ください。(1)地域の福祉活動を支え、課題解決へとつながるしくみの構築です。市が福祉まるごと相談室を通じて分野を超えた協議の場を設け、社会福祉協議会が企業との連携や共同募金協力団体の拡大に取り組んでいます。地域課題の共有に踏み込むネットワークづくりや、SDGsを共通言語とした協働が今後の課題です。続いて、7ページをご覧ください。基本目標Ⅲの「誰もが大切にされる環境づくり」についてです。基本目標Ⅰでは「相談支援体制」、基本目標Ⅱでは「地域とのつながりや支え合い」を進めてきましたが、基本目標Ⅲは、それらの仕組みを活用しながら、制度による専門的な支援を必要とする方を確実に支え、誰一人取り残さない地域づくりを進めることを目的としています。

まず、基本的な取り組み(1)の「権利を守る支援の推進」では、市と社会福祉協議会が連携し、成年後見制度の利用促進や地域連携ネットワークの構築を進めてきました。社会福祉協議会では中核機関を受託し、関係機関や裁判所との連携強化、日常生活自立支援事業から成年後見制度への円滑な移行支援に取り組んでいます。一方で、成年後見制度の利用ニーズは年々高まっており、後見人の担い手不足や、日常生活自立支援事業の待機期間の長期化、制度のさらなる周知が課題となっています。次に、資料の7ページ中段、基本的な取り組み(2)の「生活困窮者の自立支援の充実」では、「生活相談支援センター」を中心に、市と社会福祉協議会、関係機関などが連携し、就労支援や家計改善支援、食料支援などを実施してきました。生活福祉資金等の資金貸付や、あったかごはんプロジェクトなど、社会福祉協議会独自の取り組みも展開しています。今後は相談受付から就労や家計改善の支援まで切れ目なく支援できる体制を充実させるため、地域住民や関係機関へのさらなる周知が必要と考えています。続いて、資料の8ページ上段をご覧ください。(3)-1、「孤立からの社会参加・社会復帰への支援」では、ひきこもり地域支援センタ

ー「そ・えーる」を中心に、福祉まるごと相談室やコミュニティソーシャルワーカー、よりそいサポーターなどと連携しながら、本人や家族への相談支援や地域とのつながりづくりを進めてきました。今後は、支援人材の確保や支援機関の連携強化に加え、属性や世代を問わず参加できる居場所づくりや、参加支援の充実が求められています。さらに、(3)－2の「犯罪や非行をした人に対する支援」については、社会を明るくする運動や福祉教育を通じた理解促進に取り組んできましたが、支援が必要な人が地域に溶け込めるよう、住民の理解をさらに深めることと、保護司会をはじめとする関係機関との連携強化が重要となっています。

このように基本目標Ⅲでは、相談支援体制や地域の支え合いという基本目標Ⅰ・Ⅱで培ってきた基盤の上に、権利擁護や生活困窮、ひきこもり、再犯防止など、一人ひとりの状況に応じた専門的な支援を重ね、それを市民の方にしっかり周知して知ってもらうことで「誰もが地域で安心して暮らし続けられるまち」の実現に向けて進んでいくと考えています。

以上が資料2の説明です。

委員長：ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、資料1がこれから2年間の地域福祉計画・地域福祉活動についての何なのかという性格について説明していただきました。資料2は松阪市の第4期の計画の内容ですね、これから内容を精査していくという形になります。以上ご説明いただきましたところについてご質問等はございますでしょうか。

委員：自治会長をしています、自治会の人もどんどん減っていくし、高齢者ばかりになっていくし、民生委員など様々な地域を担う人達がどんどん減っていったら、自治会長でも5年10年やると地域の事がわかりませんが、今の状態だと1年で自治会長が交代していくようになりますし、民生委員も私の地域では、12月に民生委員になって半年で2人もお辞めになりました。さっき市長のお話にもありましたけれども、地域福祉を担う人がどんどん減っていく中で、この計画を言葉で言うことはできますが、どうするかというところが非常に難しいですね。まちづくり協議会で地域づくりをしていこうと取り組んでおりますが、やはり人ですよね、地域を担っていく人をどう確保しどう育てていくかというのが非常に大変なんです、人がいないとどれだけ思っているても何にもできません。その辺を活動計画を推進していく中で、どういう風に人を確保していくかが一番大切なのかなと思います。それができないと作っても空っぽなものになってしまうのではないかと心配しています。

委員長：ありがとうございます。今いただいたご意見は、多分次の回で中心になることかと思います。2回目は今現在松阪市の問題にしないといけないことは何かということになりまして、担い手がいないとか、そういうところを議論していくことが大事なかなと思います。

委員：

民生委員の担い手不足が叫ばれる中、定年延長や再雇用制度の変化などにより、退職後に地域を支えてきた世代の状況も変わりつつあります。

先日の嬉野や飯南の福祉会との交流会を通じ、福祉会が持つ「大きな力」を改めて実感いたしました。そこでは、民生委員、自治会長、ボランティアといった関係者がバラバラに活動するのではなく、地域福祉へしっかりとつながる見事な連携が図られていました。

これから策定される大きな計画に向けて、こうした先進的な福祉社会のあり方や連携の仕組みをぜひ参考にし、今後の地域福祉を支える組織体制のあり方について、行政としても検討していただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

委員長：次回以降に中心になってくるところかと思いますが、事務局の方がいかがでしょうか。

事務局：貴重なご意見ありがとうございます。次回以降そういった形も含めて検討ということをお願いしたいと思います。

委員長：こういったものはぜひ特に次回以降どんどん出していただいて、皆さんが思っている問題意識が反映されていく必要がありますので、今現在検討しなければいけない問題を議論するためにどういう風なアイデアがあるかを出していただければと思います。まずは資料1の後ろから2ページ目にあるように、この計画は上位計画で、様々な福祉分野の公的サービスにおいて、基本的な地域づくりというのがこの計画になると思います。この辺りについてご質問等いかがでしょうか。

委員：まず、資料2の中で特に気になるのが、基本目標Ⅱの2で居場所づくりの充実がBである。ランク的にはかなり低い評価が出ている。居場所作りというのはなかなか難しいと我々民生委員の中でも話は挙がってきている中で、今回の委員会までに事務局さんのお願いをしたいと。それは何かというと年齢層の構成的なものがあるといいと思います。例えば花岡地区の20代、30代、40代という感じで、そういう構成をみていくと段々見えてくるような気がします。それともう1つは労働者人口と退職してからの年齢層との関係もそこから割り出せる、そして居場所づくりも含めて、全体の地域づくりが変化してきた経過を踏まえながら、次の第5期計画の中で課題というのは出ていますけれども、相対的なものが出てくるかなと。要するに人がいないから人材が確保できないというのはどこでもある話で、75歳の民生委員が70歳の方の家におじゃましてお元気ですかと言う。地域によっては80歳くらいの民生委員の方がみえます。人がいないからやむを得ずやっているところもあれば、自発的に意欲を持ってやっているところもあります。ですから、まずは年齢層を見て、労働的な年齢層からみたいということと、もう1つは見え隠れしていそうなのが、経済的な理由で手段としての働きを求めている、余力がないということもあるのではないかなと思うので、その辺りも分析が必要かもしれないと思います。やはり自治会であれ福祉社会であれ民生委員であれ、それぞれの場所で人がいないということの中身は、端的な理由がそこにはあるかなと思います。大変お忙しいとは思いますが、事務局さんの方で影響が考えられる範囲でいいですので、統計的なものを出していただいて、地域福祉計画との関連性を整理していくのもいいのかなと、資料2の数値の成果を見ながら感じ取れた気がします。

委員長：貴重なご意見ありがとうございます。今いただいた各地区の年齢構成、それから松阪市に住んでいる方々の経済的状況、就労状況などの変化など、次回以降論点として資料が欲しいということでした。他の方々ももし次回に向けて事務局の方にご意見がございましたら挙げていただきたいと思います。

委員：15、6年前に民生委員をやっていた時に研修に行かせていただいたことがあって、民生委員の経験者、あるいは地域の代表的な方で、民生委員をサポートする方があったような気がするんですけど、どうでしょうか。

委員：地域によって名前が違いますが、伊勢市とか北西の方で福祉委員と言って、そういう制度を作っています。しかし、民生委員は民生委員法に基づいて地域の情報を自分たちで集めて、民生委員として与えられた義務というか活動をしております。それが地域福祉に繋がっているという認識でやっているのですが、補助員の方を使うと、個人情報の問題があって、なかなかこれを拡散できないということがあります。しかし、伊勢市では条例化して、市が担保して地域福祉の推進役に含めていくという考えということもあると思います。やはりある程度の担保が必要だと考えていけないと思います。他の都道府県でもありますが、行政が地域福祉計画の中で担保して法制化して、地域力を持って支えるという考え方になっているところもあります。

委員長：地域福祉の担い手の問題が強くなっていると思います。次回以降検討していきたいと思います。

委員：先ほどの居場所づくりの充実というところで、専門機関が支援する居場所は充実していますかという問いに対しての充実ということなので、最初は大きな捉え方で居場所づくりと聞いていたのですが、専門機関が支援することが付いている居場所づくりというのは、どういうものなのかも一度説明していただきたいです。それから資料3の説明がまだ聞かせていただけていませんが、今後の策定委員会で2回、3回、4回、5回とどういう内容でしていくのかを、先に聞かせていただいた方が、この場で色々話すことがあるのかなと思いました。それから計画の進捗状況の一番下のところで、「保護観察対象者等を雇用する協力事業者の登録数」ということで、資料では8件となっていますが、協力事業者の数をみますと、令和8年度の4月現在で28事業所が登録していただいて、保護観察対象者の雇用に協力をいただいております。

事務局：まずは、専門機関は包括支援センター、障がい者総合相談センター「マーベル」、生活相談支援センター、社協ですね。あとは高齢者支援課や障がい福祉課、こども家庭センター、健康保険課、地域住民課といったところが専門課でございます。

委員長：数字の解釈の仕方を説明してもらった方が。

事務局：専門機関アンケートで出ておりまして、相談者にとっての居場所の充実度につきましては、民生委員さん・児童委員さんにアンケートを取らせていただいたのが19%、それから先ほど課長が申し上げましたように、専門機関にアンケートを取らせていただいたのが6%、そのような結果から足しまして、中間実績では12.5%という形で、評価をBとさせていただいております。

委員長：今おっしゃった方々へ満足度を聞いたということですか。

事務局：そちらの専門機関と民生委員さんに対して、相談者にとっての居場所が充実していますかというような聞き方で回答を求めています。

委員長：専門機関のスタッフの方々に、対象者の方々の居場所が充実しているかを聞いたということですね。

事務局：おっしゃる通りです。

委員長：それから、保護観察対象者等を雇用する事業者の数は最新のものですか。

事務局：そうです。

委員長：それでは、まだ色々あるかもしれませんが、今日の論点を明確にするということで、先に資料の内容の説明を聞いていただいて、最後に全体を通してご意見をいただき、今日のことを踏まえながら次回以降ご意見をいただくような形にしたいと思います。

【議題（３）第５期松阪市地域福祉・地域福祉活動計画策定委員会スケジュールについて】

委員長：それでは、議題（３）について、事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは、お手元の「第５期松阪市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定スケジュール」に沿って、今後の計画策定に向けたスケジュールについてご説明申し上げます。今回の「第５期計画」は、令和８年度と令和９年度の２か年をかけて策定し、令和１０年度から令和１４年度までの５年間を計画期間とするものです。委員の皆様には、再来年の３月、つまり令和９年度末までの長丁場となりますが、全７回の委員会を通して、計画案のご審議をいただきたいと考えております。スケジュールの全体像としましては、大きく「令和８年度」と「令和９年度」の２つの段階に分かれております。まず、今年度、令和８年度は、「現状把握と基本理念の検討」の期間となります。本日の第１回委員会では、このあと、各種アンケートの実施内容についてご確認をいただきます。そして、本日のご確認を踏まえ、８月から１２月にかけて、松阪市の現状や市民ニーズ・関係機関等の現状を把握するための各種調査を実施いたします。具体的には、市民３,０００人を対象としたアンケート調査をはじめ、住民自治協議会や民生委員の皆様、関係機関、そして「福祉まるごと相談室」をご利用の方を対象としたアンケートやヒアリングを予定しております。これらの調査結果が出揃いましたら、年明け、令和９年１月の第２回委員会におきまして「調査結果の報告」と「本市の現状と課題」についてご協議いただきます。そして、令和８年度の締めくくりとなる３月の第３回委員会で、計画の柱となる「基本理念や体系」を固めていきたいと考えております。続きまして、来年度、令和９年度は、「施策の具体化から計画の完成」までの期間となります。令和９年度に入りまして、５月の第４回委員会では、より具体的な施策の体系や、計画の目標となる成果指標についてご協議いただき、８月の第５回委員会で「計画の素案」を取りまとめます。この素案につきましては、９月の市議会に報告させていただき、議会でのご意見も踏まえた上で、１２月の第６回委員会におきまして、パブリックコメントにかける「計画案」として練り上げていく予定です。その後、年が明けまして、令和１０年１月にパブリックコメントを実施し、広く市民の皆様からご意見を募集いたします。そして、皆様にお集まりいただく最後の会議となります、３月の第７回委員会におきまして、パブリックコメントの結果を反映した「最終的な計画案」をご審議いただきます。その後、市議会への報告を経て、令和９年度末である３月中に計画完成、製本化という運びになります。以上が、今後の策定に向けた２か年のスケジュールとなります。なお、調査の進捗状況や、委員会でのご議論の状況等によりまして、予定を変更させていただく場合もございますので、あらかじめご了承くださいようお願いいたします。

以上で、資料３「策定スケジュール」についての説明を終わります。

委員長：ありがとうございます。それでは、今ご報告いただきました資料3について確認したいことや聞き取れなかったところなどについて、ご質問はございませんか。全体のスケジュールとしては、令和9年、来年の1月の策定委員会までには、各種調査等行われて、まずは課題の整理などがされて、3月、5月にそういった問題に対して、こういった方針で検討していきたいという提案がされるという、大きく言えばそういう流れになりますが、確認しておきたいことなどございませんか。

それでは、特に無ければ、次にいかせていただきます。

【議題（４）計画策定にかかる各種アンケート・ヒアリング調査の実施について】

委員長：それでは、議題（４）について、事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは、資料4「計画策定にかかる各種アンケート・ヒアリング調査の実施について」のご説明をさせていただきます。次期計画を実効性のあるものとし、誰もが安心して暮らせる地域共生社会を実現するためには、現在の松阪市が抱える「地域福祉の課題」や、「これまでの施策の成果」を正確に把握することが不可欠です。そこで今回、市民の皆様をはじめ、地域で活動される各種団体、そして支援の最前線に立つ専門機関など、多様な主体に対して多角的なアンケート調査やヒアリングを実施いたします。本日は、その調査の全体像と、それぞれの調査項目に込めた意図についてご説明いたします。お手元の資料4を中心にご覧ください。

まずは、資料4横書きのA3サイズの一覧表になった資料の左の列「調査種類・調査主体」をご覧ください。今回の調査は、大きく分けて5つのアンケート調査と、保護司会等へのヒアリング調査等から構成されています。対象となるのは、1.一般市民、2.住民自治協議会、3.民生委員・児童委員、4.専門機関、5.福祉まると相談室の利用者です。このように「市民の意識」「地域の支え手の現状」「専門機関の連携状況」加えて「本市が進める包括的な支援体制が実際に機能しているかという効果検証」という、地域福祉に関わるあらゆる立場の声を集め、それぞれの認識のギャップや連携の課題を抽出することが、今回の調査設計の特徴となっております。

それでは、各調査の具体的な内容についてご説明します。

まずは、「市民意識調査」です。この調査は、松阪市にお住まいの15歳以上の方、3,000人を対象に実施いたします。お手元の資料、市民意識調査の調査票をご覧ください。このうち「地域福祉に関するアンケート調査」の部分は、計画策定のために当事務局が独自に設問を設計したものです。孤独感や孤立感の実態、地域とのつながりや居心地の良さ、地域活動への参加状況や不参加の理由などをお聞きします。また、将来への不安や、「福祉まると相談室」などの相談窓口の認知度・期待する役割など、市民の皆様のリアルな声とニーズを把握するための設問となっております。さらに、もう一つの資料「令和8年度 松阪市市民意識調査 基本設問（抜粋）」をご覧ください。こちらは健康福祉総務課が独自に実施するものではなく、市全体で実施するアンケートの基本項目となります。ここに含まれる「生きがい」や「地域への愛着」「まちづくり活動への参加状況」、あるいは「地域福祉や高齢者・障がい・児童福祉施策に対する満足度や重要度」といったデータは、地域福祉の根幹に関わる重要な指標です。そのため、市の基本設問から得られるこれらのデータにつきましても、計画策定のための分析や課題抽出において、有効なデータとして最大限活用していこうという方針です。

次に、「住民自治協議会アンケート」です。対象は市内43地区となります。この調査の目的は、住民自治協議会の活動にどのような変化が生じているかを把握することです。調査票をご覧くださいと、「人づくり」「場づくり」「ネットワークづくり」という3つの柱で構成されています。具体的には、子どもたちへの福祉教育や担い手づくりの現状、居場所づくりの工夫や移動手段に関する課題などを伺い

ます。また、ボランティアセンターとの連携や、成年後見センター等の専門機関への認知度など、地域が抱える課題に対して、共に考え共に取り組むための調査です。アンケート回収後には、各地域を訪問し、さらに深いヒアリングを実施する予定です。

続いて、「民生委員・児童委員アンケート」です。アンケート実施時点の民生委員の皆様を対象に実施いたします。地域福祉の最前線でご尽力いただいている民生委員の皆様から、ありのままの現状をお聞きます。設問では、近年特に増えている課題として「高齢者の孤立」や「8050 問題」、「ヤングケアラー」など、複合的な課題の実感を伺います。また、第4期計画期間中に進めてきた「福祉まるごと相談室」や、「地域包括支援センター」、「社協のコミュニティソーシャルワーカー」等との連携状況について、率直な評価をいただきます。さらに、負担軽減のために開設した「休日サポートセンター」の活用状況などもお聞きし、民生委員の皆様がより活動しやすい環境づくりに向けた基礎資料といたします。4つ目は、「専門機関アンケート」です。包括支援センターや障がい者相談支援センター、各担当課など、市内の支援機関を対象としています。ここでは、複雑化・多様化する相談に対して、各機関がどのような困難を感じているかを伺います。特に重要なポイントとして、「重層的支援体制」の仕組みが機能しているか、福祉まるごと相談室が開設されたことで『横のつながり』や『協力体制』にどのような変化があったかを評価していただきます。また、保健・医療・就労・教育・住まいといったさまざまな分野との連携状況についても確認し、制度の狭間にあるケースをどう拾い上げていくか、その体制づくりのための課題を抽出します。

最後に、「福祉まるごと相談室利用者アンケート」です。市内13か所に設置された相談室を実際に利用された方を対象に調査を行います。「相談へのハードルは高かったか」「対応はどうだったか」といった窓口の評価にとどまらず、「相談したことで実際の生活や心理面にどのような変化があったか」をお聞きます。もし相談室がなかったらどうなっていたかという設問も設けており、身近な相談窓口の必要性和、今後のサービス向上のための改善点を直接利用者から伺う、重要な調査となります。

これら以外にも、松阪保護司会へのヒアリングや、各関連福祉計画策定時の調査結果も包含してまいります。調査時期は、概ね今年の8月から12月頃にかけて実施し、分析結果を次期計画の骨子案に反映させていく予定です。多様な声を集め、つなぎ合わせることで、松阪市のあるべき地域福祉の姿をつくっていきたいと考えております。委員の皆様におかれましては、本調査結果がまとまりました折には、それぞれの専門的なお立場からご議論・ご助言を賜りますようお願いいたします。

資料4の説明は以上となります。

委員長：ありがとうございました。確認ですが、今ご紹介いただいた各種アンケートについては、もう質問項目等をいじる時間はないという理解でよろしいでしょうか。

事務局：基本的にはこちらのアンケートでという風に考えています。

委員：このアンケートは以前からのものと共通しているのか、新たに作った項目でしょうか。

事務局：新たに作った部分と引き継いでいる部分がございます。

委員：アンケートというのは、継続的に見ていく必要があって、その時だけではわからないこともあるし、アンケートの聞き方によってはこうなるだろうと予想されるものもあるので、ずっと先まで続けていけるようなアンケートを続けた方がいいと思います。例えば交通手段の項目がありますが、これからAIな

どを利用して、場合によっては人が運転しない交通手段に変わってくるでしょうし、通信手段にしてもインターネットを使ったような通信手段に変わってくると思います。高齢の方々はなかなか難しいと思われることも、いずれは当たり前ようになってくると思います。例えば今テレビのリモコンに YouTube などのボタンがあって、要するにチャンネルと同じようにそういうものが存在するので、テレビのチャンネルを1つ押せば、民生委員の方に繋がるとか、ケアマネージャーに繋がるとか、あるいは医療機関に繋がるとか、そこにわざわざ行かなくてもサービスに繋がるようなことが出てくると思います。そういったものを含めた将来に渡って継続的にいけるようなアンケートで、例えばインターネットをしますかとか、それが今少なくとも10年後には何十%になってくるわけですから、聞いてもしかたがないことかもしれませんが、先々ではこういうのもいいのではないかというような視点に立つことも続けるべきではないかと思います。

委員長：ありがとうございます。アンケートの方はいじることができない状況ですが、今言っていたようにこういったことはできないかなどのご意見でいいので、確認等ございますか。それから、全体を通して、資料3にありますように次回このアンケートの結果で見えてきたものとか挙がってきます。一方で、今日(1)(2)で議論していただいたときに、一部の年齢構成のデータであったりとか、市民の就労状況だとかそういうデータが欲しいという意見もありました。次回、地域福祉の課題を共有する場になりますので、こういう資料も挙げて欲しいというご意見がありましたらお願いします。

委員：今年度におきましては、この地域福祉計画の策定がはじまるのと、介護保険計画であったり、高齢者福祉計画の策定の方も動き出して、そういったところでこういったアンケートをされるのかとか存じていませんが、色んな数字の整理など出てきているかと思います。障がい者関係でもデータ等ありますので、ぜひとも地域福祉の大きな分野の中では高齢者福祉や障がい福祉であったり関係がございますので、こちらの会にも提出いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

委員長：他にいかがでしょうか。

委員：アンケートの一般の方で、3,000人が対象ですが、私は少ないかなと思っています。ただ、こういうことをする際に3,000人という数が年代を見るために妥当なのかどうかと、返ってくる率がどれくらいかと考えた時に、3,000というアンケートで年代が見えてくるのか教えていただきたいのと、住民自治協議会さんへのアンケートは、1自治会さん1人を取るのでしょうか。対象数が43ということは、お1人という考え方でよろしいでしょうか。その前に、先ほど同じ質問をしていくことで、見えるものがあるというお話でしたが、住民自治協議会の問9「ボランティアセンターの公式LINEをご存じですか」で、今年度初めてボランティアセンターの公式LINEができて、まだ調べていないのはわかっていますが、年齢層を考えると、まずLINEをしているとか、その時点でこのアンケートを取る意味があるのかとかが、私の中で非常に疑問です。私共のボランティア連絡協議会の中でも、役員の中でLINEをということでしたが、まずLINEとかメールとかがそもそもできないという年齢層になってきます。そう考えると住民自治協議会の代表の方に取っていただくことに意味があるのかなと思います。もっと広い範囲で取られるのであればいいと思いますが、そこが私の中で疑問です。

事務局：回答率は令和7年度が47.2%で、令和6年度が46%で、半分くらいかなというところです。

委員長：松阪市で 3,000 人対象で 40%だと 1,000 くらいです。大数の法則というのがありまして、日本全体では数千になると思います。例えば男性女性で分けた時に、それぞれ 100 を超えないと分析はできません。松阪市の場合はこれくらいあれば十分分析はできると思います。2 点目として住民自治協議会のアンケートについては、事務局の方からお願いします。

事務局：住民自治協議会のアンケートについてですが、同じような内容の質問の設定をしております。アンケートの中には、記入していただいた個人の名前を書くようにはなっておりますが、回答としては、住民自治協議会、全体の取組としての回答をお願いしたいと思っております。先ほど質問いただきました LINE についてですが、確かこの活動はボランティアさんの数が減っているという危機的な状況を踏まえ、ボランティアさんの活動を支えていくためにも担い手という部分がすごく重要になってくると思います。その中で、ボランティアセンターを知っているという回答が前回もかなりあったのですが、ボランティアセンターを知っていただくことや支えていただくボランティアの活動の部分でも、今回公式の LINE というものに初めて取り組みましたので、どの程度皆さんに浸透しているかをお尋ねしたいということで、今回の質問を設定していただいております。

委員長：アンケートに関しては、継続的に変化を見るということと、横断的に改良対策として原因を探るための分析と両方の意味があると思います。いただいたご意見で大事なところは、回答者がどんな性質かによってどう解釈するのが大きく重要なところですので、そういったところはぜひ次回注意してもらいたいと思います。他はいかがですか。

委員：重層的支援体制について細かく質問されているということで、自分一人ではなくて、職員全体に回して考えていた次第です。

委員：今日は高齢者の立場から参加していますが、老人クラブの人数が減っています。どのように人を集めるかが課題ですが、高齢者ですのではなかなか出にくいとか色々ありまして、社協さんから地域にふれあいいきいきサロンというのを作っていただいて、そちらに行く方が増えております。そこでは楽しくやるということで、老人クラブの目的とはちょっと違いますが、やはり一人暮らしの方が多いので、確認というか、私達も民生員さんと一緒になってやっていきたいと思います。

委員：身体障がい者の立場から参加しています。昨年 92 歳で親が脳梗塞で倒れまして、「福祉まるごと相談室」に相談に行きましたら、丁寧に教えていただきまして、ケアマネジャーも紹介していただきまして、介護認定など色んな情報をいただきました。今はケアマネジャーに色んな相談をしています、非常に助かりました。「福祉まるごと相談室」というのは、当初から知っていましたが、何を相談したらいいのか、ちょくちょく相談しに行っていたのかという思いがありましたが、思いきって相談して良かったと思います。それから、この地域福祉計画も長年続いている計画で、色んなところで反映はされていると思いますが、この「福祉まるごと相談室」に関しても計画の中で反映されてきたところがあると思います。今は個人情報の制約があるので、民児協の方々も苦労されると思いますし、1 から 10 まで情報を出すわけにはいかないことはわかりますが、最低限緩和されるといいと思います。昔私共の町内で災害カルテを地域で作りました。その時は個人情報の制約がなかったので、家族構成や勤務先、各個人の電話番号とかが地域の防災には必要だということで作ったのですが、今はそれは全然使えません。

民児協も当然守秘義務で縛られていますので、あまり縛られず、最低限動けるだけのものを作っていた  
だきたいと思います。

委員長：ありがとうございます。1点目として、ご経験から「福祉まるごと相談室」に相談していいのだろうか  
ということで、とても重要なところだと思います。相談室にいらっしゃる方々は、市民の中でも福祉の  
事をよく知っている方だと思います。そのような方でも行ってもいいのかと思われるということは一般  
市民はもっとと思われると思います。こういったことをぜひ次回も挙げていただきたいと思います。個人  
情報に関してはどこでも出てきますが、なかなか法律上どういう風にするべきかという問題はありま  
すが、常に頭の隅に置きながら議論していきたいと思います。

委員：医療の立場から言いますと、災害時の医療体制をどうするかということを考えておりまして、色んな事  
業を継続するための計画を求められていると思いますが、災害時も継続してできるようなことが大事だ  
と思います。平時のサービスのことを中心に議論は進んでいると思いますが、有事の時にはどうするの  
かというようなことも頭の片隅には置いて考えていかなければいけないと思います。

委員：先ほどの守秘義務とか個人情報の話で、実際には民生委員さんが一人で40人分くらい預かっています  
が、災害の時に一人で動けるのかという話なんです。自治会長と民生委員さんはある程度共有していま  
す。できたら民生委員さんと上手く話し合いをしてもらって共有してもらいたいと思います。また最近  
地震がありましたが、結局ほとんど地域の方が助けています。それからもう1つ気になったことが、事  
務局からの連絡がメールでできないかということですが、市役所からよくメールで送ってきますので、  
心配されなくてもメールで大丈夫です。

委員：私もこの地域福祉計画の策定に2回、3回と関わってきましたが、各地域に大小構わず事業者さんがみ  
えますが、そういう企業体も地域の構成員であるという見方ができないものかと。地域の働く場を提供  
してくれているということもあるし、地域を良くしていこうということもあるし、地域貢献というのが  
言われている時代で、これを地域福祉計画の中に組み入れるということはどうでしょうか。かなり難し  
いと思いますが、営利目的で活動している団体に対して、地域福祉計画はそぐわないかもしれませんが、  
地域を構成している団体ですので、人手が足りない中で、企業にも少し役割を担っていただくと少  
し良くなるのかなという気がします。例えば赤い羽根共同募金などをして、地域貢献と言っているところ  
もあるので、果たしてお金を出せばそれで済むかということも少し考えたいと思います。今回この  
点を含めていただければ、それはそれでいいデータではないかと思います。一度その辺りを組みこんで  
もいいのではないかと提案です。

事務局：ご意見ありがとうございます。企業との連携になりますが、第4期の基本目標Ⅱのところ、企業や商  
店、社会福祉法人等事業所と多様な主体が地域の課題を共有し、それぞれ特色を生かしながら、地域福  
祉活動へ協力をしていくというように、5年後の目指す姿、目標として据え置いておりますので、その  
辺りがおっしゃっていただいたように、企業を巻き込みながらというのは難しいところではありま  
すが、社協としても地域の中で生活困窮のことや寄付やフードドライブなど、企業さんをお願いをしてい  
きながら、少しずつ裾野が広がりつつありますので、今現在も取組をさせていただいております。

委員長：意欲はあるということによろしいですか。法律上は民間事業所も地域福祉の中に巻き込むことになって  
いるのですが、行政の方で民間事業所と福祉では部署が違うので、なかなか難しいところだと思います。

事務局：意欲があるというか、第4期の計画の中に組み込んでおりますので、目標に向かって進めているという  
ところです。

委員長：僕自身はいくつかの地域で地域福祉計画に関わっていますが、南の方に行くと、民間事業所も巻き込んで  
いますので、やり方は色々あると思います。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは、時間になりましたので、本日は活発なご意見ありがとうございました。  
それでは、進行を事務局の方にお返しします。

事務局：委員長ありがとうございました。以上を持ちまして、第1回 松阪市地域福祉計画・地域福祉活動計画  
策定委員会を閉会いたします。次回につきましては、令和9年1月に第2回を予定しております。詳細  
につきましては、開催通知を送付させていただきますので、よろしくお願いします。次回の議題につ  
きましては、本委員会で確認いただきました各種調査の結果報告、現状の課題についてご審議して  
いただく予定となっております。何卒よろしくお願いいたします。本日は長時間に渡りご協議いただき  
ましてありがとうございました。